

# 改正個人情報保護法セミナー

- \* 改正個人情報保護法は、個人の権利利益を守りつつ、企業に個人情報の適正な利用を促すもので、企業担当者には具体的な対応が必要です。平成29年5月30日からはデータ保有件数の定義が撤廃され、個人情報を取り扱う全ての事業者が法令の対象となっています。

## 『改正個人情報保護法と企業の対応』

講師： 弁護士 小山 晃 氏

- 日 時 平成29年7月10日(月) 13:30~15:30
- 場 所 じばさん三重(地場産業振興センター) 5F研修室5
- 主 催 一般社団法人 三重中小企業経営者協会
- 参加申込 TEL又はFAXにて7月3日(月)までにお申し込みください  
一般社団法人 三重中小企業経営者協会  
〒510-0001 四日市市八田1丁目13-17  
TEL 059-334-7807 ・ FAX 059-334-7808
- 参加費用 3,000円/人 (当日受付でのお支払いになります)

キ リ ト リ

セミナー参加申込書(29.7.10改正個人情報保護法セミナー)

事業所名	
所在地・ TEL&FAX	TEL: _____ FAX: _____
参加者氏名	

本参加申込書は個人情報保護法の規定に基づき、使用目的以外には使用しません。